

- 東京都の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が3橋（0.3%）あり、また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は261橋（22.4%）、さらに、判定区分Ⅱ（予算の許す限り、長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は685橋（58.7%）

<平成26年度管理者別点検結果（橋梁）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	250	61	15	36	10	0
高速道路会社	311	16	1	8	7	0
東京都	1,333	631	50	411	170	0
市区町村	4,515	458	151	230	74	3
合計	6,409	1,166	217	685	261	3

※ H27.6月末時点

- 東京都のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は無く、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は3トンネル（30.0%）、また、判定区分Ⅱ（予算の許す限り、長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は5トンネル（50.0%）

<平成26年度管理者別点検結果（トンネル）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	2	0	0	0	0	0
高速道路会社	77	5	0	4	1	0
東京都	68	0	0	0	0	0
市区町村	40	5	2	1	2	0
合計	187	10	2	5	3	0

※ H27.6月末時点

- 東京都の道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は無く、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は37施設（10.9%）、また、判定区分Ⅱ（予算の許す限り、長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は155施設（45.5%）

<平成26年度管理者別点検結果（道路附属物等）>

管理者	管理施設数	点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	469	65	13	31	21	0
高速道路会社	898	213	119	89	5	0
東京都	806	14	6	5	3	0
市区町村	213	49	11	30	8	0
合計	2,386	341	149	155	37	0

※ H27.6月末時点

国土交通省の管理施設数のうち、2施設は神奈川県所在地である。